

【福利厚生室】

1 教職員の労働安全衛生の推進

教職員の労働安全衛生の推進（508千円）

労働安全衛生法及び学校保健安全法に基づき、職場における安全衛生管理体制を整備し、教職員の安全及び健康の確保と快適な職場環境の形成に努める。

2 教職員の健康診断・健(検)診事業

教職員の健康診断及び健(検)診事業（89,950千円）

健康診断及び健(検)診は、生活習慣病などの病気を早期に発見し、早期に治療するための機会である。

定期的に身体の状態を確認し生活改善に生かすことにより、教職員が健康で安心して職務に専念できるよう、労働安全衛生法及び学校保健安全法に基づき定期健康診断を実施するとともに、公立学校共済組合長崎支部と連携を図りながら、各種健(検)診事業の充実に努める。

(1) 定期健康診断（労働安全衛生法及び学校保健安全法）

- | | | |
|----------|-------------------|-----------|
| ・ 結核（全員） | ・ 胃（40歳以上） | 若年層検診事業参照 |
| ・ 尿（"） | ・ 腹囲（35歳及び39歳以上） | |
| ・ 血圧（"） | ・ 採血（"） | 若年層検診事業参照 |
| ・ 視力（"） | ・ 心電図（35歳及び40歳以上） | " |
| ・ 聴力（"） | ・ 前立腺（50歳以上の男性職員） | |
| ・ 診察（"） | | |

(2) 各種健(検)診事業（労働安全衛生法及び学校保健安全法）

県・共済組合事業

項目	対象
人間ドック、へき地人間ドック (へき地3級地以上)	30・35・40・44・48・52・56・59・62歳の希望者
女性検診	希望者(30歳以上は奇数年齢のみ)
大腸検診	30歳以上の希望者
肺ガン検診	38・42・46・50・54・58歳の希望者
レディースドック	25・28・32・36・42・46・50・54歳の希望者

共済組合事業（脳ドック受診助成事業参照）

項目	対象
脳ドック	46歳以上の希望者

3 教職員総合健康管理推進事業

教職員総合健康管理推進事業（6,615千円）

教職員一人ひとりが生活習慣やストレスが原因となる疾患の発症を防止し、安心して職務に専念できるよう、心身両面にわたる総合的な健康保持増進体制の充実に努める。

(1)メンタルヘルス対策

メンタルヘルス相談

教職員とその家族及び管理監督者を対象に、専門医による面談又は電話での相談を行う。

- ・ 面接による相談（28医療機関）
- ・ 電話による相談（1医療機関）

【福利厚生室】

研修会の実施

一般職員、管理職員、教育庁等職員を対象に研修会を実施する。

一般職員を対象としたセルフケア研修

・ 教員・事務職員を対象とした初任者、10年経過等の経年研修

管理職等を対象としたラインケア研修

・ 県立学校長、副校長・教頭、事務長

・ 小中学校長、副校長・教頭

(2) ストレスチェックの実施

労働安全衛生法により、メンタルヘルス不調を未然防止することを主な目的とした職員数50名以上の事業所に実施が義務付けられた制度。

県立学校及び県教育委員会事務局においては、職員数に関わらず全ての所属で実施している。ストレスチェックによる高ストレス者のうち、医師による面接指導が必要とされた職員から申し出があった場合は面接指導を行う。

また、ストレスチェックの結果に基づき集団分析を行い、必要に応じ職場環境改善等に活用する。

(3) 保健指導等の徹底

産業医・保健師による健康診断結果等に基づく事後指導・保健指導の徹底を図る。

4 その他の事業等

教職員元気回復・健康維持増進事業 (35,906千円)

教職員一人ひとりが安心して職務に専念できるよう心身の健康づくりを支援する。

(1) 教職員地域厚生事業

教職員の心身のリフレッシュを図るため、学校ごとに実施するレクリエーション活動や地域行事等への参加に要する経費の一部を助成する。

(2) 健康保持増進事業

若年層検診事業

40歳未満(35歳は除く)の教職員の希望者を対象に、胃・採血・心電図検診を定期健康診断時に実施

脳ドック受診助成事業

脳ドックを受診する教職員を対象に、その経費の一部を助成

健康・生活づくりサポート事業

小・中・県立学校で実施する教職員の心身の健康づくりに関する講演等への講師派遣
生涯生活設計などに関する個別相談会の実施

(3) 教職員のための相談電話(フリーダイヤル：0120-72-5312、ファックス：0957-50-1950)

児童生徒や保護者、職場や家族のことなど教職員自身の様々な悩みについて、専門の相談員が対応する。

(教育センター「教職員のための相談電話」参照)

児童手当の支給 (609,878千円)

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に、支給要件を満たす者に児童手当を支給する。

【支給額】

所得制限限度額未満の世帯

・ 3歳未満		月額15,000円
・ 3歳以上小学校修了前	第1、2子	月額10,000円
	第3子以降	月額15,000円
・ 中学生		月額10,000円

【福利厚生室】

所得制限限度額以上 所得上限限度額未満の世帯	月額 5,000円
所得上限限度額以上の世帯	支給なし

【支給対象年齢】

- ・中学校修了まで

学校における働きやすい職場環境づくりの推進

平成25年度から、働きやすい職場環境づくりを推進するため、学校と県教育委員会が一体となり校務負担軽減に取り組む「プラス1」推進運動を実施。

学校においては、それぞれの実情に応じ、毎年度1項目以上の改善目標を設定し、教職員の校務負担軽減に向けた取り組みを行う。

県教育委員会においては、学校から業務負担軽減に向けた意見を求めるアンケート調査を実施し、「調査・報告」「研修会・会議」「通知」等について不断の見直しや改善に向けて県教育委員会全体で継続して取り組んでいく。

教職員の生涯生活設計の推進

現職中から退職後までを視野に入れた生涯生活設計づくりを支援するため、公立学校共済組合長崎支部及び長崎県教職員互助組合と連携を図りながら、講習会を開催する。

退職に伴う年金・医療保険制度等をテーマにした「ニューライフプラン講習会」の開催

- ・開催時期 令和5年11月(予定)
- ・開催地 長崎市(2)、佐世保市(2)及び動画配信(予定)
- ・対象者 退職予定者等